

# 業務指示書

## フィリピン国科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト情報 収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月10日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外での社会調査(量的・質的調査)、各種評価調査

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／データ収集管理/評価分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：海外での社会調査（量的・質的調査）、各種評価調査

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP 1 = 2.216600 円, US\$1 = 111.083000 円, EUR1 = 119.828000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括//データ収集管理/評価分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.02 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ② 業務の実施方針等
  - ③ 業務従事予定者の経験・能力
  - ④ 若手育成加点\*
  - ⑤ 価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/データ収集管理/評価分析	(60.00)	( )
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

フィリピンでは、2016年に就任したドゥテルテ大統領が最優先課題として取り組んでいるのが薬物対策であり、徹底的な取り締まりの強化により、100万人以上が自首し治療や社会的サポートを求めていると報道されている<sup>1</sup>。フィリピン全国で保健省認可を受けた既存の薬物依存症治療施設 (Treatment and Rehabilitation Centre: TRC) は42施設<sup>2</sup>あるが、入所者の急増により、TRCの数が不足し、治療・リハビリの提供や質の担保が十分になされない状況が続いている。

このような状況下、フィリピンでは、2016年10月の大統領令<sup>3</sup>により省庁間タスクフォースが組織され、TRCの整備・支援に取り組んでいる。当該タスクフォースで副議長を大臣が務める保健省は、大統領令を着実に実行する中心的役割を担っており、関連予算から資金を動員し、TRCの新規建設に向け取り組んでいる。一方で、フィリピン政府は、再発予防に効果的な治療プログラムの導入の必要性を認識しており、既存のTRCで提供されている治療プログラムの見直しも検討されている。

一方、我が国は、2016年10月26日に開催された日・フィリピン首脳会談において、薬物使用者の更正等を支援する旨を表明し、日・フィリピン経済協力関係強化を確認した。これにより、日本政府は、フィリピン政府関係者等との協議を通じ、薬物使用者の更正及びリハビリ分野への具体的な支援を迅速に実施していく方針とした<sup>4</sup>。続いて、2017年1月12日の日・フィリピン首脳会談においても、安倍総理大臣は、違法薬物対策に関し、日本は、民間の知見も活用してオールジャパンで協力することとし、2月の関係省庁高官の日本への招聘以降、治療施設の整備、治療プログラムの策定、人材育成・啓発活動に対する支援を行い、コロンボプランと連携した更生支援も実施する旨を述べた<sup>5</sup>。

これを受け、JICAでは、TRCでの治療プログラムの改善を目指した技術協力プロジェクトの実施について、フィリピン政府と協議を開始した。上記プロジ

<sup>1</sup> 2017年1月13日放送 NHK「国際報道2017」

<sup>2</sup> List of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Center - as of December 2015, Health Facilities and Services Regulatory Bureau, DOH

42施設のうち、宿泊型治療施設は39施設で、うち公立が14か所、民間が25か所。一方、通所型宿泊施設は3施設あり、うち公立が1か所、民間が2か所。

<sup>3</sup> Executive Order No.04: Providing for the Establishment and Support of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Centers Throughout the Philippines

<sup>4</sup> 2016年12月12日から16日まで薬物対策支援調査団が派遣され、協力ニーズについてフィリピン政府関係者との協議が行われた。(外務省ホームページ)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_004041.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004041.html)

<sup>5</sup> 外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/sea2/ph/page3\\_001951.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001951.html)

エクトの構想は、リラプス・プリベンション・モデル<sup>6</sup>に立脚した具体的治療モデルとして科学的根拠が確立されているマトリックス・モデル<sup>7</sup>をフィリピンに導入することにより、TRCにおける治療プログラム実施に係る能力強化を目指すことを予定している。導入にあたっては、まず1~2か所のパイロットTRCで治療効果の評価研究を行う。その後、更に数か所のTRCで検証したうえで実施ガイドラインや研修教材を最終化し、全国普及への準備に向け支援を行っていく計画である。

フィリピン政府は、日本政府に対し、この協力内容を含む「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」（仮称）の要請書の提出準備を進めており、2017年11月頃のプロジェクト開始を目指している。

上記技術協力プロジェクトの開始にあたり、「フィリピン版マトリックス・モデル」の開発に必要となる、治療対象者に関する基本情報を予め収集するために、患者調査を実施する必要がある。また、TRCに関する基本情報も併せて収集する必要があるため、本調査を実施する。

なお、予定している技術協力プロジェクトを円滑かつ的確に遂行するために、日本国内の薬物行政に携わっている関係者や有識者から成る国内支援委員会を設置する予定である。

加えて、JICAでは財政支援型無償資金協力「違法薬物使用者治療強化計画」（供与額18億5,000万円）の実施も進めており、2017年3月に閣議決定、同月23日に交換公文の署名が行われ、翌月の4月3日に贈与契約が締結されている。この計画は、フィリピン政府に対し、違法薬物使用者向け治療施設及び関連ガイドライン、啓発活動指針、広報資料作成等の整備への財政支援を行うことにより、フィリピン保健省による違法薬物使用者の治療体制・政策を強化するものである。上述の予定している技術協力プロジェクトとの連携と相乗効果を見込んでいる。

## 2. 業務の目的

本分野への具体的支援を迅速に実施していくという日本政府の方針に基づき、予定している技術協力プロジェクト「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」（仮称）が円滑に開始できるよう、本調査では、プロ

<sup>6</sup> 再発予防すなわち断薬の状態を継続させるための治療モデルで、米国ワシントン大学のG. アラン・マールラット氏（当時）によって開発された。再使用に至りやすいハイリスク状況を同定し、こうしたハイリスク状況への対処を学習する。アルコール依存、薬物依存から性犯罪や摂食障害の治療まで、適用範囲は広い。

<sup>7</sup> マトリックス・モデルは、米国 Matrix Institute on Addictions が1980年代に開発した治療プログラムで、豊富な有効性に関する科学的根拠を有し、今日では米国を始め世界各国で実施されている。我が国でもマトリックス・モデルを導入している医療機関もあり、刑務所で覚せい剤受刑者等に対する治療プログラムとして実施されている。

プロジェクト開始に必要な基礎情報（事前評価に必要な情報を含む）を収集・整理し、フィリピンの薬物依存症治療の詳細な現状を確認することを目的とする。

### 3. 業務対象地域

フィリピン全土（14か所の保健省管轄 TRC を中心とする。）

### 4. 業務の範囲

本業務のコンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示された業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

### 5. 業務方針及び留意事項

調査範囲は、（1）患者調査、（2）TRC 基本情報収集、（3）事前評価に係る評価分析、の3分野に亘る。なお、（1）患者調査、（2）TRC 基本情報収集の実施に当たっては、JICA とフィリピン保健省（調査対象の14か所保健省管轄 TRC を含む）の間で、予め研究計画の合意確認を行う。上記3分野の業務方針及び留意事項は以下のとおり。

#### （1）患者調査

14か所の保健省管轄 TRC 現入所患者を対象に、重症度、治療ニーズ等の把握をする。また、現政権の違法薬物取締強化により自首した者を対象に、重症度、治療ニーズ等の把握をする。

調査実施に際し、設置が予定されている国内支援委員会で調査デザインを検討・決定し、当該調査デザインに従って本業務従事者が現地でデータ収集管理を行う。調査手法は自記式質問紙を用いる量的調査が基本であるが、量的データ補完のために半構造化面接による質的調査も実施する。本業務従事者にて収集データの単純集計及び主な指標のクロス集計を行い、最終的には国内支援委員会にて分析を行う。そのため、データ収集管理に当たっては、国内支援委員会からの技術的助言を随時受けながら進めていく。

サンプル数の目途として、14か所の保健省管轄 TRC 現入所患者を対象に行う自記式質問紙を用いる量的調査においては、14か所の TRC の合計収容人数を鑑みると3,100名となり、これに、調査開始時点から1か月間の新規入所者見込み数の516名を加えることにより、合計約3,616名が対象となる見込みである。なお、現在、保健省管轄 TRC が地方自治体管轄に移管されている動きがあるため、保健省管轄 TRC の数については今後変わる可能性があり、最新情報を確認して進めていく。現政権の違法薬物取締強化により自首した者を対象に行う自記式質問紙を用いる量的調査においては、特定の地域において数百名程度を対

象に行う予定である。一方、量的データ補完のための半構造化面接による質的調査においては、このうち、TRC 現入所患者対象の調査については3~4か所のTRC から合計20~30名程度、自首した者が対象の調査については合計20~30名程度を予定している。

現地実施体制について、量的調査においては、本業務従事者にて現地データ収集マネジャー及び複数の現地調査員、エンコーダー等を備上し（現地再委託可）、現地データ収集マネジャーとともに適切にデータ収集管理を行う体制とすることが望ましい。特に、TRC 現入所患者を対象に行う調査については、現地調査員は基本的に一人1か所のTRCを担当し、集中してデータ収集を行う体制とすることが望ましいが、これ以外に効率的かつ確実にデータが収集できる体制がある場合は、プロポーザルにて提案を行うものとする。量的データ補完のための半構造化面接による質的調査については、本業務従事者にて通訳を備上のうえ本業務従事者自身が実施する。JICA から、現在保健省に JICA 個別専門家「保健アドバイザー」が派遣中であり、更に今後財政支援型無償資金協力「違法薬物使用者治療強化計画」にかかる情報収集・確認調査が実施の予定であることから、当該 JICA 専門家及びコンサルタント調査団員とも連絡・調整し協力して進めていく。

収集する情報の性格上、必ず倫理的配慮を行う。具体的には、調査協力への任意性と非参加の場合でも不利益がないことを事前に確認し、回収した同意書及び質問票の管理を厳重に行う。調査開始前に現地の倫理審査委員会の承認を受けることとする。

## (2) TRC 基本情報収集

フィリピン保健省管轄14か所のTRCの施設データを本業務従事者自身が収集し、最終的に施設プロフィールとしてまとめる。

## (3) 「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」(仮称) 事前評価に係る評価分析

8月頃に予定している詳細計画策定調査において、本業務従事者は「評価分析」分野を担当する団員の役割を担うため、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しながら進めていく。現地では JICA フィリピン事務所付ローカルコンサルタントが PDM・PO の検討・作成を側面的に支援することから、これらも取りまとめ、協力して評価分析を進めていく。詳細計画策定調査では、要請の背景・内容の確認、関連情報の収集・分析を行い、プロジェクトの実施体制及び活動計画について検討したうえで、先方政府との討議議事録 (Record of Discussion: R/D) 案について議論し、その内容をミニッツ (Minutes of Meetings) として署名交換するとともに、事前評価を行うことを目的とする。



## 6. 業務の内容

### (1) 患者調査

以下の2つの目的のもと、自記式質問紙を用いる量的調査におけるデータ収集管理を行う。

#### <目的1>

治療対象となるべき者が正しくスクリーニングされ、TRCに入所しているかどうかを検討する。(14か所の保健省管轄TRC現入所患者を対象)

#### <目的2>

現政権の違法薬物取締強化により自首した者のプロフィールを把握し、治療が必要な薬物依存症患者の割合を推定する。(現政権の違法薬物取締強化により自首した者を対象)

#### (a) 国内準備作業 (2017年6月下旬)

- 国内支援委員会委員長と調査デザインについて打合せを行う。

#### (b) 現地調査 (2017年7月上旬～11月中旬)

- 設置が予定されている国内支援委員会で検討・決定した調査デザインについて、フィリピン側共同研究者<sup>8</sup>と連絡・調整のうえ現地倫理審査委員会への申請手続き支援を行う。なお、申請書類の研究計画書は国内支援委員会がフィリピン側共同研究者とともに作成するものである。
- 国内支援委員会で作成した質問票についてプレテストを実施する。
- 現地データ収集マネジャー及び複数の現地調査員、エンコーダー等を備上し、現地調査員へオリエンテーションを実施する。
- プリテストを経て最終化した質問票に従って、データ収集管理を行う。国内支援委員会で作成予定の質問紙に含まれる調査項目は以下となる見込みである。
  - ① 基本属性 (年齢、性別、民族、言語、居住地、教育、職業、収入、婚姻状況、家族構成、社会保障制度の利用等)
  - ② 薬物使用歴 (主たる乱用薬物、これまで乱用したことのある薬物、使用開始時期・年齢、使用頻度、使用方法、入手方法、ひと月当たりの薬物購入金額等)
  - ③ 逮捕歴・服役歴
  - ④ 既往歴 (併存精神疾患、感染症、治療歴等)
  - ⑤ 治療へのモチベーション、どのような支援を望むか等
- 更に、量的データ補完のための半構造化面接による質的調査を行う。調査項目は以下となる見込みである。
  - ① 薬物使用状況 (使用に至った経緯、引き金、入手経路、薬物使用によ

<sup>8</sup> 保健省管轄TRCの医師が共同研究者となる予定。

る精神症状等)

② 生活状況（仕事、人間関係、薬物使用による生活への支障等）

③ 薬物問題支援に望むこと

- 以上の調査項目により収集したデータについて、単純集計及び主な指標のクロス集計を行う。
- JICA フィリピン事務所テレビ会議システムを通じて、国内支援委員会において集計結果報告を行う。

(c) 国内事後作業

- 資料整理及び関係者との打合せを行う。

(2) TRC 基本情報収集

フィリピン保健省管轄 14 か所の TRC の基本情報を収集し取りまとめる。

(a) 国内準備作業

- 資料整理及び関係者との打合せを行う。

(b) 現地調査（2017 年 7 月上旬～11 月中旬）

- 各 TRC について以下の項目を調査する。
  - ① 入所定員数及び実際の入所者数、入所者基本属性（年齢層、男女比等）
  - ② 施設の組織図、予算、人員
  - ③ 職員の職域、学歴、職歴、従事年数、関連研修受講歴等
  - ④ 実施治療プログラムの詳細、社会復帰のためのプログラムの有無等
- 収集したデータを TRC ごと施設プロファイルとしてまとめる。
- JICA フィリピン事務所テレビ会議システムを通じて、国内支援委員会においてとりまとめ内容結果報告を行う。

(c) 国内事後作業

- 資料整理及び関係者との打合せを行う。

(3) 「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」（仮称）事前評価に係る評価分析

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な調査を行う。

(a) 国内準備作業（2017 年 6 月下旬）

- 要請背景・内容を把握する。

(b) 現地調査（2017 年 7 月上旬～11 月中旬）

- JICA フィリピン事務所との打合せに参加する。
  - フィリピン国関係機関との協議に参加する。
  - 担当分野に係る以下について情報収集しまとめる。
    - ① フィリピンの開発計画・政策における当該プロジェクトの位置づけ
    - ② フィリピンの薬物対策行政動向（進捗、主要課題等の分析）
    - ③ フィリピン側の実施体制（組織・予算・人員）
    - ④ 他ドナー・機関の援助動向
  - PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
  - フィリピン国関係者との協議で合意された内容につき、R/D 案（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
  - 事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
  - 帰国報告会に JICA フィリピン事務所テレビ会議から出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）作成に協力する。
- (c) 国内事後作業
- 資料整理及び関係者との打合せを行う。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(1) (2) を最終成果品とする。最終成果品の提出日は 2017 年 11 月中旬頃とする。

### (0) 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）

#### (1) 患者調査

- 集計結果（和文・英文）

提出期限：2017 年 11 月中旬頃

提出部数：電子データをもって提出

#### (2) TRC 基本情報収集

- 施設プロファイル（和文・英文）

提出期限：2017 年 11 月中旬頃

提出部数：電子データをもって提出

#### (3) 「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」（仮称）事前評価に係る評価分析

- 調査報告書（案）（和文）
- 事業事前評価表（案）（和文・英文）

提出期限：詳細計画策定調査後 2 週間以内（2017 年 9 月上旬頃）

提出部数：電子データをもって提出

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は 2017 年 6 月下旬頃より国内準備作業を行い、7 月上旬頃から 11 月中旬頃まで現地調査を実施することを想定している。

#### 2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目処

合計 約 10.0M/M（国内準備期間：約 0.5M/M、現地業務期間：約 9.5M/M）

本業務は、第2の「6. 業務の内容」のうち、(3) 事前評価に係る評価分析の一部（デスクレビューで可能な情報収集）を除いて、現地調査でしか遂行できない調査内容となっていることに留意すること。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の業務従事者を想定している。

- 1) 総括/データ収集管理/評価分析：3 号
- 2) データ収集支援

本業務の調査範囲は、(1) 患者調査、(2) TRC 基本情報収集 (3) 事前評価に係る評価分析、の 3 分野に亘っているが、3 分野の調査時期が流動的でありかつ調査項目が互いに関連し、調査場所もほぼ同一であることから、基本的に「総括/データ収集管理/評価分析」1 名が一貫してデータ収集の業務に取り組むことが望ましい。ただし、データ収集業務に付随する調整業務（現地倫理審査委員会申請手続きを始めとするプレテストの実施、現地データ収集マネジャー及び複数の現地調査員、エンコーダー等の傭上、現地調査員へのオリエンテーションの実施等、研究開始に必要な準備業務等）が多く発生することが見込まれることから、「データ収集支援」1 名が業務調整を行いながら実施していく構成が望ましい。

また、本業務にはタガログ語の質問票の翻訳作業や質的インタビュー調査時

の通訳等が発生すると見込まれることから、現地での通訳・翻訳スタッフの備上を認める。

### 3. 現地再委託

第2の「6. 業務の内容」の(1)患者調査のうち、自記式質問紙を用いる量的調査については、データ収集業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを可とする。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者と業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、上記業務については本見積りに含めることとする。

### 4. 対象国の便宜供与

第2の「6. 業務の内容」の(3)事前評価に係る評価分析の業務における現地日程のアレンジはJICA フィリピン事務所で行う。その他については、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、フィリピン保健省への初回のアポイントメントについてはJICA フィリピン事務所の手配することも可能。便宜供与に係る支援を必要とする場合は、人間開発部またはJICA フィリピン事務所に連絡・協議すること。

### 5. 閲覧資料

List of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Center - as of December 2015,  
Health Facilities and Services Regulatory Bureau, DOH

<http://hfsrb.doh.gov.ph/index.php/services/list-of-licensed-accredited-health-facilities>

[http://hfsrb.doh.gov.ph/images/Listing/DATRC\\_listingDec2015.pdf](http://hfsrb.doh.gov.ph/images/Listing/DATRC_listingDec2015.pdf)

### 6. その他の留意事項

#### (1) 安全管理

地業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、当該国の在外公館および機構在外事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、機構在外事務所と常時連絡がとれる体制とし、本件に係るリスクとその対応、当地の治安状況、移動手段等について主管部及び機構在外事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上